

法務省矯成第3246号

平成19年5月25日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
少年鑑別所長 殿
少年院長 殿 (参考送付)
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 梶 木 壽

夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等の取扱いについて (通達)

標記について、今般、別添のとおり、法務省と日本弁護士連合会との間で申合せ (以下「申合せ」という。) が行われましたので、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律第58号) の施行の日 (平成19年6月1日) 以後は、申合せに留意の上、未決拘禁者と弁護人等との面会等を適切に実施するよう願います。

なお、申合せ記6 (1) に規定する面会の予約が行われていない場合においても、弁護人等が未決拘禁者との面会の申出をしたときは、職員配置等が可能な限り、できるだけ面会を実施するよう願います。

おって、平成12年5月2日付け法務省矯保第1352号保安課長依命通知「休日における弁護人接見等の取扱いについて」により通知した「弁護人接見について (骨子)」及び『「弁護人接見について (骨子)」の解釈及び運用細目について (確認事項)』は、申合せにより廃止されていますので、留意願います。

夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等に関する申合せ

本申合せは、法務省及び日本弁護士連合会が、刑事施設等における夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会並びに少年鑑別所における夜間及び休日の少年と付添人との面会の実施の範囲及び方法を下記のとおり申し合わせるものである。

記

(定義)

- 1 本申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ア 休日 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める日
 - イ 平日 休日以外の日
 - ウ 夜間 平日における、刑事施設の執務時間終了時以後午後8時までの時間
 - エ 未決拘禁者 刑事施設に収容されている被逮捕者、被勾留者その他未決の者として拘禁されている者
 - オ 弁護士等 当該未決拘禁者の弁護士及び弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者（弁護士でない者にあつては、弁護士に選任することにつき裁判所の許可がされた後に限られる。）

(被疑者の夜間の面会)

- 2 被疑者の弁護士等との面会は、夜間においても実施する。

(被疑者の休日の面会)

- 3 被疑者の弁護士等との面会は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める時間にも実施する。
 - ア 当該刑事施設に収容された後の弁護士等との初めての面会 土曜日及び日曜日並びにこれと連続する休日における、平日の執務時間と同一の時間
 - イ 当該刑事施設に収容された後の弁護士等との第2回目以降の面会 土曜日の午前中
 - ウ 余罪捜査中の被告人又は受刑者で、被疑者として逮捕又は勾留されている場合の面会 イに同じ。

(被告人の夜間の面会)

4 被告人の弁護人等との面会は、次の各号に掲げる場合において、夜間にも実施する。

ア 当該面会希望日から起算して5日以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理手続期日を含む。以下同じ。）が指定されている場合

イ 上訴期限又は控訴趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から起算して5日以内に迫っている場合

（被告人の休日の面会）

5 被告人の弁護人等との面会は、次の各号に掲げる場合において、土曜日の午前中にも実施する。

ア 当該面会希望日から起算して2週間以内に公判期日が指定されている場合

イ 上訴期限又は控訴趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から起算して2週間以内に迫っている場合

（予約）

6 (1) 未決拘禁者との夜間又は休日の面会を希望する弁護人等は、当該面会希望日の直近の平日（当該面会希望日を含まない。）の執務時間までに、刑事施設等に対して予約をするものとする。ただし、夜間の面会について、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める時点までに予約をするものとする。

ア 当該面会希望日当日に面会の必要が生じた場合（イに掲げる場合を除く。）

当日午後3時30分

イ 当該面会希望日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定されている場合 当該面会希望日の執務時間

(2) (1)の予約が行われていない場合には、職員配置の事情等により、面会が実現できないこともある。

（例外的措置）

7 上記にかかわらず、次に掲げる事情が存する場合であって、平日の執務時間内に面会を実施することが困難なときには、夜間又は休日（平日の執務時間と同一の時間）にも弁護人等との面会を実施する。

ア 弁護人等が遠隔地から来訪する場合

イ 通訳を要する事案において、通訳人が遠隔地から来訪する場合

ウ 未決拘禁者から、弁護人等に対し、別件の被疑事件について取調べを受けたので至急面会したい旨の信書（電報及びファクシミリを含む。）が休日又は

その直前に届いた場合

エ その他上記に準ずる緊急性及び必要性が認められる場合

(少年鑑別所における面会)

- 8 (1) 少年鑑別所に勾留（勾留に代わる観護措置を含む。）されている少年の弁護人等との面会についても、上記の被疑者の弁護人等との面会に準ずる。
- (2) 観護措置中の少年の付添人との夜間の面会については、上記の被告人の弁護人等との面会に準じ、休日の面会については、上記の被疑者の弁護人等との面会に準ずる。

(施行日)

- 9 本申合せは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行するものとする。

(従前の確認事項の廃止)

- 10 法務省矯正局と日本弁護士連合会が平成4年3月11日に確認し、平成12年4月21日に改定した「弁護人接見について（骨子）」及び「『弁護人接見について（骨子）』の解釈及び運用細目について（確認事項）」による取扱いは、廃止する。